

6月27日の定例運営委員会で母子生活支援施設の岡山市立仁愛館館長の北村克己さんからお話を伺いました。

昭和25年に開館した旧仁愛館は、老朽化した施設の一部を昭和60年に改築して新館として開館して今に至ります。主要施設は母子室10室、集会室、共同調理室、共同浴場（現在家族風呂として使う）、共同便所、相談室等があります。

母子生活支援施設は昭和22年児童福祉法で母子の保護を目的とした「母子寮」として設立。平成10年の児童福祉法の改正により「母子生活支援施設」と名称を変えて生活支援もする施設となり、平成13年にはDV防止法成立によってDV被害者支援も加わり、更に平成14年母子家庭自立支援対策大綱により母子生活支援施設の機能が強化され、平成16年には児童福祉法が改正により退所後の自立（就労も含む）支援が盛り込まれました。社会状況のニーズに合わせて機能強化が次々と付加されてきている施設です。



職員の配置は、館長と母子支援員1人の2人が正規職員。少年指導員（プラス母子生活支援業務）3人は嘱託で、総勢5人。平日夜や日曜祝日等は職員不在の状態が続きます。緊急の場合は携帯で連絡をとるとのこと。

平成24年度の実績は、入所26世帯、平均在所期間3か月（全国約2年）、入所理由はDV被害、住宅事情、経済事情等が主で、これは全国とほぼ変わりません。

気になるのは全国に比べて格段に短い入所期間ですが、これには理由があって、岡山市の取り扱い基準には「原則6か月」と記載してあるからです（長期に入っている方もいます）。旧来の機能であれば、6か月で充分だったかもしれないが、しっかりとした自立支援をするためには、2年位のスパンが適当ではないかと思われるそうです。

入所者の方の中には、自立支援の前に、精神的・心理的な支援が必要な方も多く、現在の職員体制では十分な支援が出来ないのが、専門の心理療法士などを配置して欲しいと館長は訴えられていました。

施設機能強化は更に進められていて、平成23年に施行された児童福祉施設最低基準を改正する省令では、母子寮の居室面積を1室30㎡以上にしてトイレ、風呂、調理場などを備える事や、職員配置の厳格化、心理療法士配置の義務化、個別対応職員設置の義務化等が盛り込まれています（ただし、既存施設は除く、となっている項目も多くあります）。

子育て支援、母子家庭の自立支援は、今や社会全体の重大課題です。「人の手が必要な所には是非職員を増員して欲しい」との館長さんの訴えが胸に響きました。

なお、全国的には公設公営の施設は少なく、しかも廃止される所が増えている状況で、公設民営（指定管理者制度活用）や民設民営（社会福祉法人など）が多くあります。（文責 横田えつこ）

2013年度

DV防止啓発パネル展&DV被害者支援バザー

3月27日(木) 11:00~13:00 岡山市役所 1階 市民ホール

多くの方のご来場をお待ちしております！ご協力をよろしくお願いいたします。